

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第二号

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第二条 奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営の参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となつて学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む目的を達成するため協議会の設置が適当であると認めるときは、協議会を置く学校を指定することができる。

2 県立学校の校長は、前項の規定による受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。

3 第一項の規定による指定の期間は三年とし、再指定することができる。

(基本的な方針の承認)

第三条 前条第一項の規定による指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第三項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育課程の編成に関すること。
- 二 学校経営計画に関すること。
- 三 組織編成に関すること。
- 四 予算執行に関すること。
- 五 その他当該指定学校の校長が必要と認める事項

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従つて学校運営を行うものとする。

(校長からの意見の聴取)

第四条 協議会は、指定学校の運営全般について、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、指定学校の校長の意見を聴取するものとする。

(組織)

第五条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。

一 保護者

二 地域住民

三 当該指定学校の校長

四 当該指定学校の教職員

五 学識経験者

六 関係行政機関の職員

七 その他教育委員会が適当と認める者

(任期等)

第六条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(会長及び副会長)

第七条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長が会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第八条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第九条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第十条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に規定するほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - 三 その他協議会及び指定学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(報酬等)

第十一条 委員の報酬及び費用弁償は、教育長が別に定める。

(研修)

第十二条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第十四条 教育委員会は、前条第一項の規定による指導及び助言を受けたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第二条第一項の規定による指定を取り消さなければならない。

- 一 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- 二 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合

三 その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、第二条第一項の規定による指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第十五条 教育委員会は、委員から辞任の申出を受けた場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

一 第十条の規定に違反したとき。

二 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

三 その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 指定学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(運営に関する評価及び情報提供)

第十六条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度一回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開する等の情報提供に努めなければならない。

(その他)

第十七条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。